

埼玉県公安委員会規程第8号

自動車運転代行業に係る営業停止命令等に関する規程を次のように定める。

平成14年5月31日

埼玉県公安委員会委員長

自動車運転代行業に係る営業停止命令等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）に基づく行政処分の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 交通部交通総務課長及び同部交通指導課長並びに警察署長は、法第7条第1項、法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「読替え後の道路交通法」という。）第74条の3第6項及び第8項、法第22条第1項、第23条第1項並びに第24条第1項の規定に該当する事案を認知したときは、当該処分に必要な事項を速やかに埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(上申)

第3条 本部長は、前条の報告を受けたときは、必要な事項を調査し、速やかに埼玉県公安委員会に上申しなければならない。

(処分基準)

第4条 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令、法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示等の処分基準は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準（別記1）のとおりとする。

2 読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定による自動車運転代行業者に対する是正措置命令及び同法第74条の3第6項の規定による自動車運転代行業者に対する解任命令の処分基準は、読替え後の道路交通法に基づく自動車運転代行業者に対する是正措置命令等の基準（別記2）のとおりとする。

(本部長への委任)

第5条 この規程を実施するため必要な細目的事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年6月25日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成18年5月26日公安委員会規程第17号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

（自動車の使用制限等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

2 この規程の施行前に、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「旧法」という。）第51条の4（旧法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により行われた指示（以下「旧法により行われた放置車両の使用者に対する指示」という。）に係る車両につき、旧法第75条第1項第7号に掲げる行為（以下「放置行為」という。）が行われた場合の使用制限に係る取扱いについては、第2条による改正後の自動車の使用制限等に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行前に、改正法附則第20条の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第19条第1項の規定により読み替えて適用される旧法により行われた放置車両の使用者に対する指示に係る車両につき、放置行為が行われた場合（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する代行運転自動車又は同条第7項に規定する随伴用自動車の運転者により行われた場合を除く。）については、第2条による改正後の自動車の使用制限等に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日公安委員会規程第9号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表第 1

営業停止期間算出のための基準表 1

前歴の回数	累積点数	期間 (t)
なし	4 点 ・ 5 点 ・ 6 点	30 日
	7 点 ・ 8 点 ・ 9 点	60 日
	10 点 ・ 11 点 ・ 12 点	90 日
	13 点以上	120 日
1 回	3 点 ・ 4 点 ・ 5 点	30 日
	6 点 ・ 7 点 ・ 8 点	60 日
	9 点 ・ 10 点 ・ 11 点	90 日
	12 点 ・ 13 点 ・ 14 点	120 日
	15 点以上	150 日
2 回以上	2 点 ・ 3 点 ・ 4 点	30 日
	5 点 ・ 6 点 ・ 7 点	60 日
	8 点 ・ 9 点 ・ 10 点	90 日
	11 点 ・ 12 点 ・ 13 点	120 日
	14 点 ・ 15 点 ・ 16 点	150 日
	17 点以上	180 日

別表第2

営業停止期間算出のための基準表2

前歴の回数	累積点数	期間 (t)
なし	1点・2点・3点	30日
1回	1点・2点	
2回以上	1点	

別表第3

法の指示等を行うための基準表

項	行 為	備 考
1	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為	○ 下命容認行為の禁止違反
	○ 法第10条の規定に違反する行為	○ 名義貸し禁止違反
2	○ 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為	○ 法の指示違反
	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為	○ 読替え後の道路交通法の規定による指示違反
3	○ 法第5条第1項の規定に違反する行為	○ 申請書等虚偽記載
	○ 法第6条第の規定に違反する行為	○ 認定証掲示義務違反
	○ 法第8条第1項に規定に違反する行為	○ 変更届出義務違反
	○ 法第9条第1項に規定に違反する行為	○ 認定証返納義務違反
	○ 法第14条第2項の規定に違反する行為	○ 運転代行業務従事違反
	○ 法第16条の規定に違反する行為	○ 代行運転自動車標識表示義務違反
	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者未選任
	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者業務不履行
	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為	○ 副安全運転管理者未選任
	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為	○ 権限付与義務違反
	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者講習受講義務違反
	○ 法第20条第1項の規定に違反する行為	○ 帳簿等備え付け義務違反
4	○ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	○ 立入検査拒否等
	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	○ 駐停車違反

別表第 4

駐停車違反行為に係る指示の具体例

運転代行業務従事者その他の従業員に対して、駐停車に関する法令を遵守させるために必要な指導又は交通安全教育を一定時間以上行うべきこと。

運転代行業務従事者に対して、一定時間、待機場所等に関する記録を作成させ提出させるべきこと。

一定の期間、営業所に駐車記録簿を備えて、営業所の安全運転管理者に必要な記載をさせるべきこと。

一定の期間、随伴用自動車内の見やすい場所に、駐停車違反行為を行ってはならない旨を記載した標章等を取りつけておくべきこと。

あらかじめ客待ちの際の待機駐車を定めておき、それを運転代行業務従事者に周知徹底すべきこと。

別記1（第4条関係）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

第1 用語の意義

この基準における用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法の指示 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示をいう。
- (2) 読替え後の道路交通法の規定による指示 読替え後の道路交通法第22条の2第1項及び第66条の2第1項の規定による指示をいう。
- (3) 営業停止命令 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により、営業停止を命ずることをいう。
- (4) 違反行為 法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった政令第5条第1項第1号ハの表行為の欄に掲げる行為をいう。
- (5) 自動車運転代行業者等 自動車運転代行業者並びに安全運転管理者等及び運転代行業務従事者をいう。

第2 営業停止命令を行う基準

- 1 自動車運転代行業者に対する営業停止命令は、政令第5条第1項第2号に定める基準に該当することとなった場合に行うことを原則とする。
- 2 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次に掲げる場合には、政令第5条第1項第3号の規定により営業停止命令を行うものとする。
 - (1) 自動車運転代行業者が法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反した場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときは、営業停止命令を行わないことができるものとする。
 - (2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号までの規定に違反する行為をし、よって死亡交通事故又は重傷交通事故

故（人の傷害に係る交通事故のうち、当該人身事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上であるもの又は後遺障害（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2の3の表に規定する後遺障害をいう。）が存在するものをいう。以下同じ。）を起こした場合

(3) 前記(1)及び(2)に掲げる場合のほか、次に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

3 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次に掲げる場合に該当したとして、埼玉県知事から法第23条第2項の規定による要請があったときは、政令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1) 自動車運転代行業者が法第22条第2項の規定による指示に違反した場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該違反行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときは、営業停止命令を行わないことができるものとする。

(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第4条第1項、第43条第1項又は第78条の規定に違反する行為をし、よって死亡交通事故又は重傷交通事故を起こした場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該違反行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。

(3) 前記(1)及び(2)に掲げる場合のほか、次に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

4 前記1、2又は3により営業停止命令を行う場合は、次の事項に留意すること。

(1) 累積点数の算出の基準として自動車運転代行業者に点数が付されるのは、次の場合に限られること（政令第5条第1項第1号）。

ア 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとき。

イ 自動車運転代行業者等が運転代行業務に関し読替え後の道路交通法の規定による指示に違反したとき。

ウ 自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者等により政令第5条第1項第1号ハの表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき。

(2) 累積点数は、政令第5条第1項第2号イからへまでに掲げる事由が生じた日から起算して過去2年以内に行われた違反行為のそれぞれについて自動車運転代行業者に付された点数を合算することにより算出されるものであること（政令第5条第1項第2号）。

(3) 自動車運転代行業者が営業停止命令を受けたことがある場合は、当該命令を受ける前に行われた違反行為に付された点数は、以後の営業停止命令発動の根拠となる累積点数には含まれないこと（政令第5条第1項第2号）。

第3 営業停止の期間について

(1) 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日数を超えない範囲内のものとする。ただし、随伴用自動車が1台の場合で、当該日数が政令第5条第1項第2号又は第3号若しくは第4号に定める上限の期間を超えるときは、当該上限の期間とする。

ア 政令第5条第1項第2号の規定により営業停止を命ずる場合

営業停止期間算出のための基準表1（別表1）の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次の方法により算出した日数（小数点以下は切り上げるものとする。）

$$T = t (C + 9) / 10C$$

- ・ T = 営業の停止期間
- ・ t = 「期間」の欄に定める日数
- ・ C = 直近の違反行為が行われた時点における随伴用自動車の台数

イ 政令第5条第1項第3号又は第4号の規定により営業停止を命ずる場合

営業停止期間算出のための基準表2（別表2）の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれアの方法により算出した日数

(2) 前記(1)にかかわらず、次のような事由があるときは、政令第5条第1項第2号又は第3号若しくは第4号に定める上限の期間を超えない限りにおいて、情状により、処分を加重することができるものとする。

ア 違反行為の態様が著しく悪質であること。

イ 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反行為の結果が重大であること。

(3) 前記(1)にかかわらず、次のような事由があるときは、情状により、処分を軽減することができるものとする。

ア 自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が違反行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたと認められること。

イ 違反行為を行った後、自ら改善措置を講じていること。

第4 法の指示等を行う基準

法の指示等を行う基準は、次に掲げるとおりとする。

なお、ここでいうところの注意は、法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に行うものとする。

1 法の指示等を行うための基準表（別表3。以下「指示関係基準表」という。）1の項に掲げる行為が行われた場合は、法の指示を行うものとする。

2 指示関係基準表2の項に掲げる行為が行われた場合で、自動車運転代行業者に対し点数を付与するときは、次の事項に留意すること。

(1) 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ること。

(2) 読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うこと。

3 指示関係基準表3の項に掲げる行為が行われた場合は、次の基準によるものとする。

(1) 違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大と認められる場合には、法の指示を行うものとする。

(2) 前記(1)に掲げる場合以外の場合には、次のとおりとする。

ア 過去2年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去2年以内をいう。以下同じ。）に行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。）を受けていない場合には、注意を行うものとする。

イ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示を行うものとする。

4 指示関係基準表4の項に掲げる行為が行われた場合は、次の基準によるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、法の指示を行うものとする。

ア 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に当該駐停車違反行為をすることを命じ、若しくは運転者が当該違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

イ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐停車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

(2) 前記(1)に掲げる場合以外の場合には、次のとおりとする。

ア 過去2年以内に行政処分等を受けておらず、かつ、運転代行業務に関し、過去1年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去1年以内をいう。）に駐停車違反行為が1回以上行われている場合は、注意を行うものとする。

イ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示を行うものとする。

- (3) 前記(1)及び(2)にかかわらず、当該駐車違反行為について、別に法の指示又は営業停止命令を行う場合は、注意又は法の指示を行わないものとする。
- (4) 前記(1)又は(2)イの場合に行う法の指示においては、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとし、その具体例は、駐停車違反行為に係る指示の具体例（別表4）のとおりとする。

別記2（第4関係）

読替え後の道路交通法に基づく自動車運転代行業者に対する是正措置命令等の基準

第1 用語の意義

この基準における用語の意義は、法、道路交通法及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 是正措置命令 読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定により、自動車運転代行業者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることをいう。
- (2) 解任命令 読替え後の道路交通法第74条の3第6項の規定により、自動車運転代行業者に対し、安全運転管理者等の解任を命ずることをいう。
- (3) 必要な権限 安全運転管理者が、読替え後の道路交通法第74条の3第2項の業務を行うため必要となる事業所内の権限をいう。

第2 是正措置命令を行う基準

- 1 是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。
 - (1) 自動車運転代行業者が、安全運転管理者に対し必要な権限を与えていないため、代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下単に「自動車の安全な運転」という。）が確保されていない場合
 - (2) 自動車運転代行業者が、安全運転管理者が読替え後の道路交通法第74条の3第2項の業務を行うために必要な機材を整備していないため、自動車の安全な運転が確保されていない場合
- 2 是正措置命令を行う場合には、是正措置命令を行うに至った原因に応じ、自動車の安全運転を確保するために自動車運転代行業者が実施すべき内容を適切に示すこと。

第3 解任命令を行う基準

- 1 解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。
 - (1) 安全運転管理者等が読替え後の道路交通法第74条の3第1項又は第4項の府令で定める要件を備えないこととなった場合
 - (2) 安全運転管理者が読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合
- 2 前記1(2)に関し、安全運転管理者の管理下にある運転者が交通事故を起こす、最高速度超過、過労運転、酒気帯び運転等の違反行為をするなど、当該安全運転管理者の業務

の実態を把握する必要がある場合には、法第21条第1項の規定に基づく報告又は資料の提出を求めるなど、当該安全運転管理者に必要な権限が与えられているか否かを含めて、適切に実態を把握した上で、解任命令の是非を判断すること。